

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ 平成30年度からの介護保険料が変わります

平成30~32年度 介護保険料(年額)の計算方法

- ・基準となる月額保険料 7,927円×12月=年額 95,124円(基準額)
- ・基準額(95,124円)(年額)×所得に応じた割合(0.5~2.0)



保険料段階	対象者		平成30~32年度	
			割合	年額
第1段階	○老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者		0.50	47,562円
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下	0.50	47,562円
第3段階		本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が120万円以下	0.65	61,831円
第4段階		第2段階・第3段階以外の方	0.75	71,343円
第5段階	同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下	0.85	80,856円
第6段階		第5段階以外の方	1.00	95,124円
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額125万円以下の方	1.10	104,637円
第8段階		本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方	1.25	118,905円
第9段階		本人の合計所得金額200万円以上400万円未満の方	1.50	142,686円
第10段階		本人の合計所得金額400万円以上700万円未満の方	1.75	166,467円
第11段階		本人の合計所得金額700万円以上の方	2.00	190,248円

※保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは平成33年度になります。

※1 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額

問合せ 介護保険料・介護保険負担割合証コールセンター ☎ 6123-7743

※問合せ可能日時(4月17日(火)~27日(金)9:00~17:30 ※土・日・祝日を除く)

☎ 保健福祉課 2階22番 ☎ 6715-9859 ☎ 6715-9967

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月1日(火)です

問合せ

●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について
なんば市税事務所 固定資産税グループ

☎ 4397-2957(土地)、2958(家屋) ☎ 4397-2905

●固定資産税(償却資産)について

船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ

☎ 4705-2941 ☎ 4705-2905

固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

対象 区内に土地または家屋をお持ちの方

持ち物 本人確認ができるもの(運転免許証など)または納税通知書を持参してください(代理人の場合は委任状が必要です)。

期間

4月2日(月)~5月1日(火)

(土・日・祝日を除く)

9:00~17:30(金曜日は19時まで)

ところ なんば市税事務所 4階 固定資産税担当窓口

問合せ なんば市税事務所 固定資産税グループ

☎ 4397-2957(土地)、2958(家屋)

☎ 4397-2905



生野税務署からのお知らせ

●平成29年分の確定申告の振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税:4月20日(金)

消費税及び地方消費税(個人事業者):4月25日(水)

※事前に預貯金残高をご確認ください。

残高不足等で振替納税できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

●税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください!

●マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください!

●平成31年10月から軽減税率制度が実施され、消費税率が10%と8%の複数税率となります。

◎詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 検索

問合せ 生野税務署 ☎ 6717-1231(代表)



ハローワーク大阪東に マザーズコーナーが 開設されました!!

仕事と子育ての両立を希望する全ての方を対象に、就職に向けての支援を進めていきます。

チャイルドスペース、授乳室を完備!お子様連れでも安心してご利用いただけます。

ところ 問合せ ハローワーク大阪東 職業相談第1部門(中央区農人橋2-1-36 ピップビル2階)

☎ 6942-4771(47#)



介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。



問合せ ☎ 保健福祉課 2階22番

☎ 6715-9859 ☎ 6715-9967

平成30年度 愛犬の登録と 狂犬病予防集合注射

飼い犬の登録、狂犬病予防注射、鑑札・注射済票の装着は狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です。案内通知を送付された方は、必要事項を記入し忘れずに集合注射会場に持参してください。なお飼い犬の登録をされていない方は同時に登録もできます。



とき ところ

●4月12日(木)新今里公園 西側(新今里2-12)

●4月13日(金)巽公園 南西角(巽西1-5)

●4月16日(月)生野区役所 正面(勝山南3-1-19)
いずれも13:30~16:00

費用・新規 6,250円(含登録料、注射料金)
・継続 3,250円(登録済みの犬)

※集合注射会場へは、飼い犬の首輪が外れないように適切に着け、制御できる人が連れてきてください。

※大阪市の委託動物病院でも登録(鑑札の交付)及び狂犬病予防注射(注射済票の交付)を受けることができます。

くわしくは下記までお問い合わせください。

問合せ ☎ 保健福祉課 2階25番

☎ 6715-9973 ☎ 6712-0652

4月は「犬・猫を正しく飼う 運動強調月間」です

●犬の飼い主の皆様へ

ふん尿の後始末は飼い主の責任です。必ず後始末をしましょう。公共の場所での犬の放し飼いは条例で禁止されていますので、絶対にやめましょう。



●猫は室内で飼いましょう

放し飼いにし、他人の家でふん尿をしたりして他人に迷惑をかけることがあります。交通事故や病気を避けるためにも、室内で飼育しましょう。

●野良猫に無責任なエサやりはやめましょう

野良猫にエサを与えるのであれば、不妊・去勢手術を行い、エサの片付けやふん尿の後始末をするなど、周りに迷惑をかけないよう責任をもって適切に世話をしましょう。

●愛情と責任を持って終生飼いましょう

犬や猫を捨てることは動物の愛護及び管理に関する法律に違反し、罰則が科せられます。

問合せ ☎ 保健福祉課 2階25番

☎ 6715-9973 ☎ 6712-0652